豊中市自衛官又は自衛官候補生募集に係る募集対象者情報の除外申出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の規定に基づき 提出する自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報(以下「募集対象者情報」という。) からの除外申出における手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(除外申出の対象者)

第2号 除外申出の対象者は、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、募集対象 者情報に該当する者とする。

(申出方法等)

- 第3条 除外申出は、次の各号のとおりとする。
- (1)募集対象者情報からの除外申出は、自衛官等募集対象者情報の除外申出書(様式第1号)を市民課、庄内出張所または新千里出張所に提出することにより行うものとする。
- (2) 市長は、前号の申出を受付ける場合は、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱別表Aの部に掲げるいずれかの書類(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。以下「本人確認書類別表A」という。)により申出者の本人確認を行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱別表Bの部に掲げるいずれかの書類(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。以下「本人確認書類別表B」という。)の提示により行うものとする。
- (3) 市長は、代理人から第1号の申出を受付ける場合は、親権者を除く法定代理人は その資格を証明する書類、任意代理人にあっては委任状により代理人の資格を確認 するものとする。なお、当該代理人の本人確認は、本人確認書類別表Aによりを行 う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、本人確認書類別表Bの提示 により当該代理人の本人確認を行う。
- (4) 除外申出の受付期間は、市民課長が別に定める期間とする。

(除外の適用)

第4条 前条の除外申出は、除外申出の受付を行った日後最初の募集対象者情報について のみ適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月14日から実施する。

自衛官等募集対象者情報の除外申出書

ш ,	+	⊢ ≡	7
豆'	 	片長	夗

1	$\overline{}$	+	-	ri	ı	4
(1)	Ħ		Н	H	老

					申出日	年	月	日
住 所								
氏 名								
連絡先	()	-					
②との関係	□本人	□法定代理	里人※注2	□任意代理人※注	: 3			

自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 120 条の規定に基づき豊中市が提出する自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報から下記対象者を除外されたく申出します。

②対象者

住 所	豊中市
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
連絡先	□同上 () —

- 注1 申出者の本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・旅券・健康保険証等)が必要です。
- 注2 親権者を除く法定代理人の場合は、注1に加えてその資格を証明する書類が必要です。
- 注3 任意代理人の場合は、注1に加えて委任状が必要です。なお、親権者であっても委任状が必要です。
- 注4 この除外申出は、除外申出の受付を行った日後最初の募集対象者情報についてのみ適用します。

市役所使用欄					
申請者本人確認	権限確認	受付			
個・運・旅・住(A・B)	□不要(対象者本人)	市・庄・千			
保・年・	□委任状(任意代理人)	担当者			
他()	□他()				